

第5章 高齡者福祉施策



第5章 高齢者福祉施策

1. 暮らしを包括的に支える環境の整備（介護サービス等の充実、生活基盤の包括的整備促進など）

(1) 地域包括ケアシステムの機能の充実

① 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターの機能強化を図るため、2カ所目の委託による地域型地域包括支援センター増設を目指します。（介護長寿課）

② 地域包括支援センターの周知・広報

- 高齢者の「身近な総合相談窓口」として認識・活用されるために、広報紙への掲載やパンフレット配布等を引き続き行い、広報活動を推進します。
- 自治会等への出前講座を継続して実施し、高齢者の健康教育・指導を行い、地域包括支援センター業務について周知を図ります。
- 介護支援専門員、サービス事業所等関係機関との連携による周知、民生委員や自治会等の地域との連携、地域デイサービスの場を活用した情報提供など、様々なネットワークを活用し、地域包括支援センターの役割について市民及び関係機関への周知を図ります。

（介護長寿課）

③ 総合相談の充実

- 地域包括支援センターの窓口、電話等、様々な方法で相談を受けるだけでなく、関係機関等の連携や地域住民からの情報収集等により、高齢者の実態把握を行います。また、相談支援(内容)を分析し、地域全体の課題の把握に努め、解決を図ります。
- 複合化・複雑化した課題解決のため、保健・医療・福祉サービス等と連携し、適切な支援につなげられるよう、地域の様々な関係機関、他の相談機関とネットワークの構築を図ります。

（介護長寿課）

④ 権利擁護の推進

④-1) 権利擁護相談の充実

- 地域包括支援センター配置の専門職員と関係機関等との社協主催の定期的なネットワーク会議により、権利擁護や成年後見等に関する相談の充実を図ります。
- 介護支援専門員、介護サービス事業所等関係機関へ成年後見制度等の権利擁護を目的とした制度の周知と利用支援を図ります。
- 家族・親族にも制度を理解してもらうため、広報紙やホームページのほか、自治会や地域デイサービス等で引き続き、周知を実施します。

（介護長寿課）

④-2) 日常生活自立支援事業（社協）

- 認知症等による判断能力が不十分で親族等の後見の難しい方に対し、市社会福祉協議会における福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理などの日常生活自立支援事業の周知と活用支援を推進します。
 - 高齢者が安心して地域生活を送れることを目指し、利用者へ権利擁護のための支援、地域にあっては見守り体制の構築を推進します。
- （介護長寿課）

④-3) 虐待の早期発見と防止

- 相談窓口等からの迅速な状況把握、関係機関との情報の共有化による的確な対応を図ります。このため、高齢者虐待ネットワーク運営委員会の開催による関係機関との連携強化を図ります。
 - 介護関係事業所への実施指導等において虐待防止の徹底を図り、介護事業所に対して虐待防止の周知・啓発を行います。また、市民への周知・啓発も行います。
 - 虐待防止条例等制定に向けた検討を図り、虐待防止の体制強化に努めます。
- （介護長寿課）

⑤成年後見制度の利用促進

⑤-1) 成年後見制度利用支援事業の実施

- 判断能力が十分でない高齢者の権利擁護と福祉の保護を図るための成年後見制度の利用促進を図るため、市長申し立てに要する費用の助成や成年後見人等報酬の助成を引き続き行い、経済的理由などで制度を利用できない方への支援を行います。
- （介護長寿課、社会福祉課）

⑤-2) 成年後見制度利用促進計画に係る取り組み（新）

- 成年後見制度に関する普及・促進を図るため、広報紙やホームページ、地域デイサービス等において周知に努めます。
 - 地域包括支援センターにおいて、制度に関する相談を受け、必要に応じて成年後見申立ての支援を継続して行います。
 - 成年後見支援センターの整備に向け、関係機関と連携し取り組みます。また、成年後見制度の利用促進を総合的に推進する役割を担う中核機関の設置に努めます。
 - 成年後見制度の利用を促進するため、糸満市成年後見制度利用促進計画を糸満市地域福祉計画と一体的に策定し、制度の利用が必要な方につながる体制づくりに努めます。
- （介護長寿課、社会福祉課）

⑥地域ケア会議の充実

- 介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門知識を有する者、その他関係機関等の多職種で地域ケア会議、地域ケア個別会議を実施します。
 - 自立支援、困難事例会議の増加や検討した事例のフォローアップができるように図りながら、資質向上を進めます。
 - 介護支援専門員へ地域ケア会議の活用促進と研修会等を実施し、実践ケアプランへ繋がっていきます。
 - 生活支援体制整備事業において、地域の多様な関係者と開催された協議体から挙げた地域課題について地域づくりや施策形成に結び付けられるよう取り組みます。
- (介護長寿課)

(2)在宅医療・介護連携の推進による環境整備

①在宅医療と介護連携の体制整備

- 医療と介護の両方を必要とする状態の方が、地域で暮らしていけるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の整備を引き続き推進します。また、関連する事業の展開は、市民の利用を念頭においた事業内容となるように実施していきます。
 - 南部地区医師会との緊密な連携による医療や介護に関する情報の情報共有、関係者間のネットワーク会議、多職種研修会の開催、市民への情報発信・公開講座開催などの充実を図ります。
 - 在宅医療・介護連携に関する相談支援の充実を図り、地域住民等に対する普及啓発を推進します。
 - 南部地区医師会の「南部在宅医療介護支援センター」を活用し連携を強化し、病院等への入退院や在宅移行がスムーズに行えるように進めます。
- (介護長寿課、健康推進課、国民健康保険課)

②看取り・ターミナルケアの普及促進

- 終末医療に係る看取り・ターミナルケア等の普及促進について、看取り体制の充実に向け、医療機関、訪問看護ステーション、介護支援専門員等関係機関の連携を強化します。
 - 消防本部が作成した「救急連絡シート」を介護施設、居住系施設（有料老人ホーム等）で活用しながら、救急搬送時における迅速・適切な対応に努めます。
 - 有料老人ホーム等の高齢者施設や在宅の高齢者及び家族に対し、終末期における看取りや看取り介護の周知を行い、看取りに対する理解度の向上を図ります。
- (介護長寿課、消防本部)

(3) 認知症の早期対応による包括的支援

①認知症初期集中支援チームによる支援の充実

- 「認知症初期集中支援チーム」を中心に、認知症の初期支援を包括的・集中的に行い、認知症ケアの充実を図るとともに、認知症相談等の体制強化に努めます。
- 認知症初期集中支援チームの存在が広く知られることで、発症早期の相談へとつながりやすくなるため、チームの周知や初期支援に関する普及啓発に取り組みます。
- 近隣市町村とも協力しながら地域医師会との連携体制を構築し、認知症の初期支援充実を図ります。

(介護長寿課)

②認知症地域支援推進員による支援体制の強化

- 地域包括支援センターの設置が所増加による機能充実に併せて「認知症地域支援推進員」を強化し、認知症高齢者やその家族への支援、認知症に関する相談等に対応し、自立生活のサポートを行う支援体制の構築を図ります。
- 潜在的なケースの掘り起こしを図り、認知症地域支援推進員による高齢者訪問の中から、認知症のリスクが高い事案を拾い上げてアプローチしていきます。

(介護長寿課)

(4) 包括的な生活支援サービスの推進

①生活支援におけるコーディネート推進

- 地域福祉コーディネーター(CSW)と生活支援コーディネーター(ともに社協への委託で配置)との連携・協力により、情報共有を図りながら地域課題に対して、地域全体で支える仕組みの推進を行います。
- コーディネート推進においては、協議体(第2層)・地域個別ケア会議等を活用し、地域住民にも「我が事」として課題の共有化を行い、共に協働して対応していけるよう支援を進めます。

(介護長寿課)

(5)介護保険サービスの質の向上

①介護サービス事業所への指導及び監査

- 介護サービスの質の確保、利用者保護に資するよう、介護サービス事業所に対する実地指導の標準化を行い、指導監督業務の資質向上を図ります。
 - 介護サービス事業所に対し、集団指導等を通じて法令等の周知や運営に関する指導・助言を行い、指導監督業務の効率化を図ります。
- (介護長寿課)

②ケアマネジメント力の資質向上

- 介護予防及び自立支援における効果的で適正なケアマネジメント力を身につけるために、介護支援専門員連絡会と連携を密にしながら、研修会や地域ケア個別会議等の開催により資質向上を図ります。
 - 介護支援専門員へ研修の成果が見える機会を構築し、実践ケアプランへ繋げるように図ります。
 - 介護支援専門員のプラン作成に関する相談について、地域包括支援センターの主任介護支援専門員により対応し、自立支援・重度化防止に向けた助言・指導を進めます。
 - ケアマネジメントに関する基本方針を定め、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上に努めるとともに、利用者の自立支援に向けたケアプランの作成を支援します。
- (介護長寿課)

③介護人材の確保

- 介護サービス事業所における介護人材の確保等に資するよう、介護職員(特定)処遇改善加算についての周知や取得促進し、介護人材の処遇改善を図り、介護人材の確保につなげます。
 - 介護人材の確保や介護職員の業務軽減に向けた取り組みとして、サービス事業所の軽作業等の手伝いを行う「介護ボランティア」の導入を図ります。導入にあたっては、ボランティアポイント制度事業の実施を踏まえて検討します。(新)
- (介護長寿課)

④リハビリテーション提供体制の強化(新)

- 要介護認定者等が、本人の状態に応じて、可能な限り重度化を防ぎ、尊厳をもって暮らせるために必要なリハビリテーションを受けることができる体制を構築します。
- (介護長寿課)

(6) 施設サービスの基盤整備に係る対策

①地域密着型サービス等の整備充実

- 特別養護老人ホームへの入所待機者の解消を図るため、第7期計画で実現できなかった地域密着型介護老人福祉施設の整備を進めます。
- 「糸満市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会への実施状況報告を行うとともに、地域密着型サービス事業所の適正な運営について協議を行います。
(介護長寿課)

②事業所等の新規の指定申請に対する対応

- 介護サービス事業所の新規指定申請について、事業開始直後からの介護サービスの質の確保に向け、指導体制を整えます。
(介護長寿課)

(7) 介護給付の適正化等の推進

①介護給付等費用適正化事業の強化

- 事業者が適切なサービス提供、適正な請求等を行えるよう、ケアプランの点検、医療突合・縦覧点検、サービス受給者への給付費通知等を今後も継続して実施します。また、点検強化を図るため、人材確保に努めます。
- 通所介護における給付費の伸びに対しては、給付実績から市の利用状況を分析して、必要な人に必要なサービス量が提供されているか見極めるなど、給付の適正化を強化します。
- 住宅型有料老人ホームを利用する高齢者の通所介護利用について、必要な人に必要なサービス量が提供されているか見極めるなど、給付の適正化に努めます。
- 住宅改修に係る手続き等の適正化に向けて、適正価格の精査及びケアプラン点検等による審査事務の適正化や専門職人材(理学療法士や住環境2級コーディネーター資格保有者)の確保に努めます。
- 福祉用具貸与及び購入の対応として、国による全国平均貸与価格公表資料を受け、審査事務の適正化対応を図ります。
(介護長寿課)

(8) 包括的に支える住環境の整備

①市営住宅の整備における住環境対策

- 老朽化した市営団地の建替え計画に独居高齢者などの住宅確保への要配慮対策を、今後も継続して盛り込んでいきます。
 - 市営住宅建て替える際に、高齢者が住みやすいよう施設のバリアフリー化を充実させ、配慮された住宅をつくるよう進めます。
 - 公営住宅の整備は住宅困窮世帯の対策が基本となっていることから、引き続き、高齢者、障害者など住宅確保の要配慮者などの救済策を位置づけます。
- (建設課)

②有料老人ホーム等の質の確保（新）

- 高齢者の「住まい」である有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図るため、介護サービスの提供状況や入居者の状況等の把握について、県との連携により行います。
- (介護長寿課)

③養護老人ホームの入所措置の実施（新）

- 65 歳以上の高齢者で心身状態や経済状況等の理由により自宅での生活に支障がある方に対し、養護老人ホームへの施設入所措置を行います。
 - 地域包括支援センター等と協力し、措置が必要な高齢者を早急に把握するように努めます。
- (介護長寿課)

2. 健康的に暮らせる環境の整備（介護予防の推進、自立支援・援助の充実）

(1) 高齢者の自立支援＝介護予防・生活支援サービス事業の推進

①訪問型サービスの推進

①-1) 訪問介護予防サービス(国基準によるサービス)の実施

- 市の指定した事業所で、身体介護や病状管理が必要な方に対し、要介護への重度化を予防しながら、生活支援を図る訪問型サービスを行います。本サービス利用者に状態の改善が見られた場合、訪問型サービスAへの移行を進めていきます。

（介護長寿課）

①-2) 訪問型サービスA(市基準による、自立型サービス)の実施

- 市の委託した事業所で、身体介護や病状管理が必要ではない方への生活援助を行う訪問型サービスを行います。

（介護長寿課）

①-3) 訪問型サービスB(生活応援隊)の実施

- 有償ボランティアである「生活応援隊」による原則30分以内を目途とした生活援助サービスを提供します。
- 本サービスの有償ボランティアの確保を図るため、養成講座の周知広報を行うほか、生活支援コーディネーター等の関係者と人材確保のための養成講座を実施します。
- 住民等の多様な主体が参画した地域の支え合い等による訪問型のサービスについて、地域の実情に基づきながら、新たな展開について検討します。このため「地域ケア個別会議」や生活支援体制整備における「第2層協議体」を活用し、個別ケースや地域課題等の把握を行い、有効性あるサービスの実施に努めます。

（介護長寿課）

②通所型サービスの推進

②-1) 通所介護予防サービス(国基準によるサービス)の実施

- 市が指定した事業所で、生活機能自立のための機能訓練等を行い、要介護への重度化を予防する通所型サービスを行います。本サービス利用者に状態の改善が見られた場合、通所型サービスAへの移行を進めていきます。

（介護長寿課）

②-2) 通所型サービスA(市基準による、自立型サービス)の実施

- 市の委託した事業所において、小集団で運動機能向上プログラム等を実施し、身体機能の維持改善を図る通所型サービスを行います。
- 生活機能改善や運動機能改善・機能向上を念頭に置いた通所型サービスの実施を行います。

- 本サービス利用者の心身機能の改善等の効果が認められた場合、機能改善等を評価する加算を行うなど、サービスの資質向上を支援します。
(介護長寿課)

②-3) 通所型サービス B(住民主体による団体等への支援)の実施

- 地域の集会所等において、体操等の介護予防に資する活動等を定期的に提供する団体等に対して助成を行い、住民主体による通所型サービスの支援を推進します。
- 住民等の多様な主体が参画した地域の支え合いの充実を図るため、地域の実情に基づきながら、自主的な活動団体が増えていくように活動継続の支援を強化していきます。
(介護長寿課)

③生活支援サービス(配食サービス)の実施

- 一人暮らしや高齢者世帯で栄養改善が必要、または調理が困難な要支援者等を対象に、自宅に弁当を配達し健康保持を図ります。
(介護長寿課)

④介護予防ケアマネジメントの実施

- 介護予防が必要な対象者にアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、ケアプランを作成し、本人が自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 地域ケア個別会議を開催し、介護予防及び自立支援に資するための効果的な方法について検討を行います。
- 介護支援専門員へ研修参加を促すとともに、研修の成果が見える機会を構築し、実践ケアプランへ繋げていきます。
- 「介護予防ケアマネジメントマニュアル」の普及を図り、適切な介護予防プラン作成支援に努めます。
(介護長寿課)

(2) 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

①介護予防把握事業の実施

- 地域包括支援センターにおいて、本人、家族からの相談や各種関係機関と情報提供を受け、閉じこもり等で何らかの支援を要する高齢者の把握及び対応を行い、早期に必要な支援に繋がれるよう訪問指導等を実施します。
- 迅速に高齢者等の介護、保健、医療の相談に対応し、必要な場合は権利擁護制度の活用等も勧め、困難事例にも対応していきます。
(介護長寿課)

②介護予防普及啓発事業の実施

- 地域デイサービスや老人クラブ等に出向くなど、介護予防の取り組みの重要性を啓発するとともに、市の窓口、広報紙やホームページを活用して高齢福祉や介護に関する情報の提供を行い、介護予防の大切さを周知していきます。
 - 地域・自治会や民生委員児童委員等の協力を得て、介護予防に関する取り組みや介護保険制度、各種サービスに関する情報の周知・普及に努めます。
- (介護長寿課)

③願寿館教室の実施

- 楽しみながら効果的なトレーニングプログラムを提供し、一人ひとりの状況に応じた内容となるように充実を図ります。また、家庭で簡単にできる運動方法を指導し、健康保持と介護予防が一人でも行えるよう推進します。
 - 地域からの依頼に応じ、出張運動指導を実施するほか、ストレッチリーダー、ボランティアなどの人材の確保と養成及び育成を行います。
 - 糸満市健康づくりセンター願寿館の周知に努めます。
 - 施設の耐久度調査の実施、施設改修、または既存建物を利用するなど、老朽化している現在の糸満市健康づくりセンター願寿館の今後の利用・改善等について検討します。
- (介護長寿課)

④地域デイサービスの推進

- 各地域で継続的に多くの高齢者が参加し、介護予防や仲間づくり・生きがいづくりが一層広がっていくように推進します。
 - 協力員の不足について、利用者に対して積極的に周知するなど、利用者とともに考えていく機会を設け協力員の確保を促します。また、ボランティアポイント制度の導入など、新たな人材確保策の展開を図ります。
- (介護長寿課)

⑤かりゆし健康クラブ、いきいき健康クラブの実施

- 地域デイサービス中央型である「かりゆし健康クラブ」及び「いきいき健康クラブ」を継続し、高齢者のフレイル予防(加齢に伴う筋力の低下等の予防)などを実施していきます。
- (介護長寿課)

⑥高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の実施(新)

- 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実現するため、関係部署との連携体制のもと、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業を一体的に実施します。
- (介護長寿課、健康推進課、国民健康保険課)

(3)生活習慣病の予防及び健康の取り組み推進

①特定健診・特定保健指導の推進

- 市の「特定健診等実施計画」に基づき、内臓脂肪症候群に焦点をおいた健診を実施し、健康の保持・増進を図ります。
- 受診率向上を図るため、対象者へ個別通知、全世帯へチラシの配布、広報車での呼びかけ等による受診率向上を進めます。また、令和元年度から実施している「健康ポイント事業」については効果検証し、受診率向上に効果的な内容への展開を検討していきます。
- 健診結果を手渡ししながら、結果説明を全員に実施し、一人ひとりに対する健康管理や健康づくりの意識づけ等の保健指導を行います。
- 健康寿命の延伸に向けた予防・健康管理に係る取り組みとして長寿健診を推進します。
(健康推進課、国民健康保険課)

②がん検診の実施

- 職場でがん検診を受ける機会のない40歳以上の市民を対象に、がん検診(胃・肺・大腸・子宮・乳)を実施し、がんの早期発見に努めます。
- 受診率向上のため、現在実施している周知方法を継続して実施するほか、受診率の向上対策について検討を行います。
(健康推進課、国民健康保険課)

③生活習慣病予防の周知・啓発

- 生活習慣と病気との関係について正しい知識の普及啓発に努め、「生活習慣病予防にはまず健診受診」という点を、よりわかりやすく伝える工夫を行っていきます。
- 禁煙デー、健康増進普及月間、世界糖尿病デー等の機会を活用しながら、パネル展やチラシ配布等の実施を継続するとともに、市民がわかりやすい内容となるように努めます。
- 健康相談や保健指導の機会を利用し、個々人への生活習慣病予防の周知を図ります。
(健康推進課、国民健康保険課)

④健康いとまん21の推進

- 市の「第二次健康いとまん21」に基づきながら、介護予防も視野に入れた若い世代からの健康づくりや健康保持・増進を図ります。
- 「健康づくり推進協議会」において上記計画の点検・評価を行いながら、指標の達成等を目指していきます。
(健康推進課)

⑤食育の推進

- 平成 28 年度に策定した、市の「食育推進・地産地消促進計画」に基づきながら、「食育・地産地消推進協議会」による関係課及び関係機関の連携により、食育の取り組みを推進します。
 - 「食」について考える習慣を身につけ、一人ひとりが自分にあった食事量の目安やバランスの取れた食事が摂れるように、検診結果説明時や健康教育の実施等により食に関する正しい知識の普及を図ります。
- (健康推進課、国民健康保険課)

⑥中高年の運動の促進

- 日頃からの運動が、生活習慣病や介護の予防に効果的であることをこれまで以上に啓発するとともに、健診後の保健指導の場において、生活の中に運動を取り入れるように促します。
 - 社会体育課と連携し、中高年を対象に各種スポーツ教室や地域巡回スポーツ教室への参加を促し、その後も継続して運動できるよう体育館、プール、陸上競技場等の施設利用を推進します。
- (健康推進課、社会体育課)

⑦歯の健康の取り組み推進

- 歯の健康と身体機能等との関係や、歯の健康の保持、かみ合わせの良い入れ歯の利用などについて、これまで以上に普及・啓発を図ります。
 - 運動教室の機会を活用しながら、口腔機能に関する S T (言語聴覚士)、歯科医師を活用した講話や嚥下機能評価等の実施回数や場所を増やし、フレイル予防に取り組むように図ります。
- (介護長寿課、健康推進課)

(4) 介護予防拠点の基盤整備

①介護予防拠点の基盤整備

- 糸満市健康づくりセンター願寿館、ふくらしや館のほか、介護予防の事業を実施する拠点施設の整備や利用しやすい設備等を検討し、高齢者が身近な地域で介護予防に参加しやすい環境の充実に努めます。
- (介護長寿課)

3. 楽しく明るく暮らすための環境の整備（気軽に交流や活動に参加できる環境整備など）

(1) 生きがいつくりの推進

① スポーツ・文化活動・生涯学習等の活動の推進

- 各種スポーツ大会や老人クラブのレク活動を通して、高齢者が楽しく、あるいは目標を持って参加する機会をつくります。（介護長寿課）
- スポーツ推進委員を活用し、デイケア、老人クラブ等と連携して運動や軽スポーツに親しむ機会を作ります。（社会体育課）
- 高齢者が生きがいを持って生活していけるように、生涯学習、文化活動の場の提供および情報の発信に引き続き努めていきます。（生涯学習課）

② シルバー人材センターの活用促進

- 高齢者が知識や経験、技術を地域社会で発揮し、活躍できる場であるシルバー人材センターについて、周知広報に努めていきます。
- 公共事業におけるシルバー人材センターの活用等により、積極的に高齢者の就労機会を創出していきます。
（商工水産課）

③ 世代間交流の機会拡充

- 認定こども園、保育所、幼稚園、学校、児童センター、児童クラブ等との連携を図り、高齢者と乳幼児、児童生徒がふれあい機会の拡充を図ります。（こども未来課）
- 様々な場での学習機会、活動、地域行事を通しての世代間交流の機会を広げ、高齢者の生きがいつくりに貢献できるよう努めます。（介護長寿課）
- 生涯学習フェスティバル、社会教育団体3団体(女性会・子ども会・青年団協議会)でのグラウンドゴルフ等のイベントによる交流事業を開催し、世代間交流を図ります。
（生涯学習課）
- 地域と学校をつなげる地域学校協働活動推進事業を通して、高齢者を含めた地域のボランティアが子どもたちの学習支援や体験活動に参画することで、世代間交流の場をつくります。（子どもたちにとっては、コミュニケーション能力の向上や地域への理解・関心を深める機会となり、高齢者にとっては生きがいつくりや自己実現の機会となります。）（生涯学習課）

④ 糸満市版長寿大学の実施

- 各関係機関と連携して、高齢者の生きがいつくりや目標づくりの場を提供できるよう努めます。（介護長寿課）

⑤敬老会助成及び敬老祝金支給

- 敬老会を実施する自治会に対し、笑いを通じて元気づけることを目的に文化芸能鑑賞などのサポートを行います。
 - 高齢者の敬老と長寿祝福のために、トーカチ、カジマヤー、満 100 歳への祝金の支給を今後も実施します。
- (介護長寿課)

(2) 多様な通いの場の拡充

①地域の集いの場づくりの推進

- 地域の公民館等を利用した「地域強化型運動教室」を実施するとともに、参加者の自主的な活動に移行できるように支援します。
- (介護長寿課)

②地域資源を活用した高齢者の活動拠点づくり

- 身近な場所での高齢者の活動を支援するため、地域の活動拠点の整備等に努めます。また、空き家等の活用による場の確保も検討します。
- (介護長寿課)

③老人福祉センター等の整備検討

- 高齢者の活動の場、交流の場の拡充を図るため、新規施設整備のみならず、既存施設の利用を含め、実現に向けた方策を検討します。
- (介護長寿課)

(3) 老人クラブ活動の促進

①老人クラブへの加入促進

- 糸満市老人クラブ連合会が取り組む活動において、会員の加入促進事業の実施や休会中の老人クラブに対する活動再開の働きかけを行います。
 - 老人クラブでの生きがいと健康づくりを推進するため、レクリエーション等を取り入れながら、高齢者自らの手で福祉の向上が図られるよう組織基盤のなお一層の充実に向けて支援します。
- (介護長寿課)

②組織強化の推進、リーダー等の育成

- 老人クラブのリーダー等の担い手不足解消に向けた取り組みを検討します。
- (介護長寿課)

4. 安心して暮らすための環境の整備と体制づくり（安心して暮らせる“地域福祉環境”の充実！）

(1) 高齢者の見守り活動の推進

① 地域の見守りネットワーク体制の構築

- 生活支援コーディネーター等による見守り訪問や老人クラブの友愛訪問などとの連携により、一人暮らし高齢者、高齢者世帯や息子や娘と二人暮らしの高齢者等の見守り活動を推進し、地域支え合いの体制構築を図ります。
- 社協が見守りに関連する事業等と連携し、地域の見守りの輪を広げていきます。
（介護長寿課）

② 緊急通報システム事業の継続

- 一人暮らしで常時注意を要する高齢者の緊急時の対応を図るため、引き続き実施します。
- 民生委員児童委員や、支援を必要とする人の隣近所の協力(支援者の確保)など地域の協力体制を整え、情報の共有、日ごろの見守り、緊急時の支援体制の構築にも努めます。
（介護長寿課）

③ 福祉電話設置事業の継続

- 一人暮らし高齢者等に対し福祉電話機器等を設置し、日常生活の便宜を図ることを目的に、引き続き実施します。
（介護長寿課）

(2) 認知症対策の推進

① 認知症の理解促進と市民への周知

- 認知症への理解をより一層深めるため、市民講演会や認知症サポーター養成講座、平成 30 年度に作成した認知症ケアパスの普及啓発等の有効的な開催を実施し、普及・啓発の推進を図ります。
- 認知症キャラバンメイトと行政との情報共有を図り、市民の認知症の理解促進のため、認知症キャラバンメイト連絡会を引き続き実施します。
（介護長寿課）

②認知症サポーターの養成と活躍の場の拡充

- 認知症への理解を深め、市民への周知度を高めるため、認知症サポーター養成講座等を開催し、普及・啓発の推進を図り、安心して暮らせる環境づくりを目指します。
- 企業や、学校等への認知症サポーター養成講座の実施を推進します。
- 受講後のサポーターのフォローアップ研修の開催や活躍の場及び有効的な活用について検討します。
- キャラバンメイトの協力を得ながら、チームオレンジの推進を図ります。
(介護長寿課)

③認知症支援のネットワークづくり

- 認知症高齢者等SOSネットワーク事業における協力事業者を増やし、行方不明高齢者等の早期発見ができる体制づくり、及び認知症高齢者等が安心して暮らせる環境づくりを目指します。
- 登録者や協力事業所の増加を図るため、市民や関係者への本事業の普及啓発を図ります。
- 企業体への認知症サポーター養成講座などを行い、協力事業所の増加を図ります。
(介護長寿課)

④認知症の人及び家族介護者への支援

- 家族介護者等への支援を促進するため、認知症カフェ等を開催し、認知症の方、家族等に対して、安心して暮らせる環境づくりを目指します。
- 認知症カフェの認知度のアップ、普及啓発、利用しやすい環境づくりなどを行い、利用者増に努めます。
- 関係者に若年性認知症に対する理解を深めてもらうとともに、地域の資源を活かして、多様なニーズに対応できる体制を構築していきます。(新)
(介護長寿課)

(3)在宅生活に係る支援事業の推進

①介護用品支給事業

- 家族介護者への支援として、介護用品の支給(紙おむつ等の支給)を今後も継続して実施し、市広報等を活用して周知していきます。
(介護長寿課)

②家族介護慰労金助成事業

- 自宅で重度の要介護者を介護する家族に対し、慰労金の支給を引き続き実施します。
- 介護者への過重負担等に関する相談機会の充実と併せて本事業の周知に努めます。
(介護長寿課)

(4) 地域における生活支援の体制づくりの推進

①生活支援コーディネーター及び就労支援コーディネーターの活用

- 第2層協議体で抽出した課題や情報を、第1層協議体(市町村圏域)にあげ、不足するサービスや担い手の創出、養成、活動する場の確保など施策に反映できるように努めます。
 - 生活支援コーディネーターが、地域福祉施策における地域福祉コーディネーター(CSW)と連携することで、高齢者の生活支援への協議やサービス検討が一層充実されるように図ります。
 - 就労支援コーディネーターが、様々な場所で活躍したい高齢者と事業者のマッチングを図り、人との繋がりや働く喜びを感じられるよう、地域に多様な「活動」や「参加」の場づくりを進めます。(新)
- (介護長寿課)

②協議体の運用と生活支援に係るネットワーク構築

- 生活支援体制整備事業を推進し、地域の支え合いの環境づくりを図るため、生活圏域において、第2層協議体を定期的開催し、関係者等の情報交換・共有化及び関係者間の連携を強化します。
 - 第2層協議体においては、高齢者へのニーズ調査結果や圏域ごとの課題などの情報提供を行いながら、地域課題抽出を中心に協議し、関係する地域住民にも「我が事」として課題の共有化を行い、共に協働して対応していけるよう支援を進めます。
- (介護長寿課)

(5) 移動手段の確保、交通手段の充実

①送迎バス活用事業の継続対応

- 自動車学校や病院の送迎バスを活用した「送迎バス活用事業」を継続するとともに、新たな協力事業所の勧誘等を行い、利用しやすい移動手段として拡充できるように努めます。
- (介護長寿課)

②外出支援サービス事業の継続

- 常時車イスを利用している外出困難な高齢者の通院支援を継続し、市広報等を活用して周知していきます。
- (介護長寿課)

③新たな交通手段の整備促進

- いとちゃん mini の運行により、高齢者を含む市民の公共交通手段の確保に努めるとともに、移動手段を必要とする高齢者等が利用しやすくなるよう、「高齢免許返納者割引」による負担軽減を図ります。（市民生活環境課）
- また、利用状況の分析と需要が集中する区間の路線化の可能性を検討し、輸送の効率化を図ります。（政策推進課）

(6) 災害や感染症対策の推進

①地域での防災体制の充実

- 市の防災計画に基づき、年間を通して計画的に防災講演会や防災訓練を行い市民の防災意識の向上を図るとともに、地域の要望に応じた避難訓練等の支援を行います。
- 自治連絡員説明会や防災講話を通じて自主防災組織の結成支援を継続するとともに、企業や小規模コミュニティ（商店街、通り会）等からの要望によりを対象とする実情に合った結成支援についても今後行っていきます。（新）
（総務課）

②避難行動要支援者の登録の推進

- 避難行動要支援者の登録について、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと連携を取りながら対象者の把握に努めます。
（介護長寿課）

③救急医療情報キットの普及促進

- 一人暮らしの高齢者等に、かかりつけ医療機関、持病、家族の連絡先など緊急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布し、また、その医療情報を利用者やその家族が、更新を行うよう市広報等で周知を図ります。
- 関係機関等への周知を図り、情報共有に努めます。
（介護長寿課）

④感染症対策の推進（新）

- 感染症（新型コロナウイルス等）対策として、市の各種高齢者福祉施策においては、「三密（さんみつ）」を避け、換気・検温・マスク着用、手指消毒等の徹底のほか、講演会や研修においてはリモート（遠隔参加）での開催にも対応できるように取り組みます。
- 介護サービス等や地域デイサービス、介護予防教室の事業所や実施主体、委託先については、感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているか定期的に確認するとともに、介護事業所職員等が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、感染症に対する情報提供を行います。
（介護長寿課）

(7) ボランティア活動の推進と連携

①ボランティアの養成と活動支援の強化

- ボランティア活動推進校を対象とした福祉体験や講演会、高齢者や障がい者との交流、障がい者への手助けの仕方講習等を行い、学校における生徒の福祉意識やボランティア意識醸成及びボランティアの機会づくり等を進めます。

(社会福祉課)

②社協ボランティアセンターとの連携強化

- 市社会福祉協議会のボランティアセンターと連携を強化し、生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーターとも調整しながら、地域住民のボランティア活動を推進します。

(介護長寿課)

③ボランティアポイント制度事業の導入（新）

- 介護人材の業務負担軽減や地域人材の確保のため、「ボランティアポイント制度」導入について検討・実施を図ります。

(介護長寿課)

